

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 東北鳥類研究所 所長 ----- (氏名) 由井 正敏
聴取日	令和 3 年 5 月 26 日 (水) 令和 3 年 6 月 15 日 (火)
聴取者	環境省大臣官房環境影響審査室審査官 佐藤
要領 4 .(2) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 <div style="text-align: right;">利害関係 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無</div>	
要領 4 .(3) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 <div style="text-align: right;"><input checked="" type="checkbox"/> 承諾 ・ 非承諾</div>	
< 関係委員意見概要 >	
鳥類への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県のイヌワシは毎年全ペア調査されている。本事業区は北上高地のイヌワシにとって非繁殖期の餌狩場として非常に重要な場所であり、既設風車がこのエリアの採餌利用に影響を与えたことは、周辺に生息していた 5 ペアのうち、4 ペアが確認されなくなったことや、繁殖成績の悪化に繋がったものと推察する。 ・イヌワシの餌となるノウサギの生息密度調査の調査地点数が大きく不足しており、植生、標高、季節や平均が出るサンプル数等を加味して地点を設定する必要がある。 ・餌場を評価する指標は林縁長のみとなっているが、ハンティング活動を行っている場所の環境的特性を解析し、その結果とノウサギ等の分布実態調査結果からハンティング場所と餌動物の分布の重なりを明らかにして指標を検討する必要がある。 ・衝突率を推計するためには、風車から 500m 以遠の出現数の平均値を代用することで風車直近の回避については補正が可能であるが、風車が東西尾根に存在することによるマ

クロ回避の補正はできないため、旧設備を撤去した際に少なくとも1年間鳥類の飛翔状況調査を実施する必要がある。

- ・西サイトは北部を含めイヌワシの飛翔が確認されている。残存するペアにより過去によく採餌利用されていた西サイトの風車は全て撤去するとともに、東側については特に人工林内への配置を検討する必要がある。